

新たな青少年センターの管理運営について

1 管理運営について

新たな青少年センターの管理手法は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、利用者サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を採用する。

2 指定管理者について

令和 4 年度は、指定期間が残っている現・青少年センターの指定管理者の適性を、第三者による選定委員会で確認のうえ、継続的な運営に必要な手続きを行う。

なお、令和 5 年度以降については、令和 4 年度に新たに公募する。

現・指定管理者 徳島県青少年センター共同事業体
(代表者) 徳島県青少年センター P F I 株式会社
株式会社合人社計画研究所
徳島パブリック・ビジネス株式会社

指 定 期 間 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

3 開館時間等について

	新たな青少年センター	現・青少年センター
開館時間	午前 9 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 9 時 (インドア運動場のみ午後 11 時まで)
休 館 日	第 4 水曜日及び 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	第 2・第 4 水曜日及び 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)